

第170回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議

日 時 令和5年1月19日（木） 16:00～
場 所 県庁北庁舎2階 危機管理センター
災害対策本部会議室

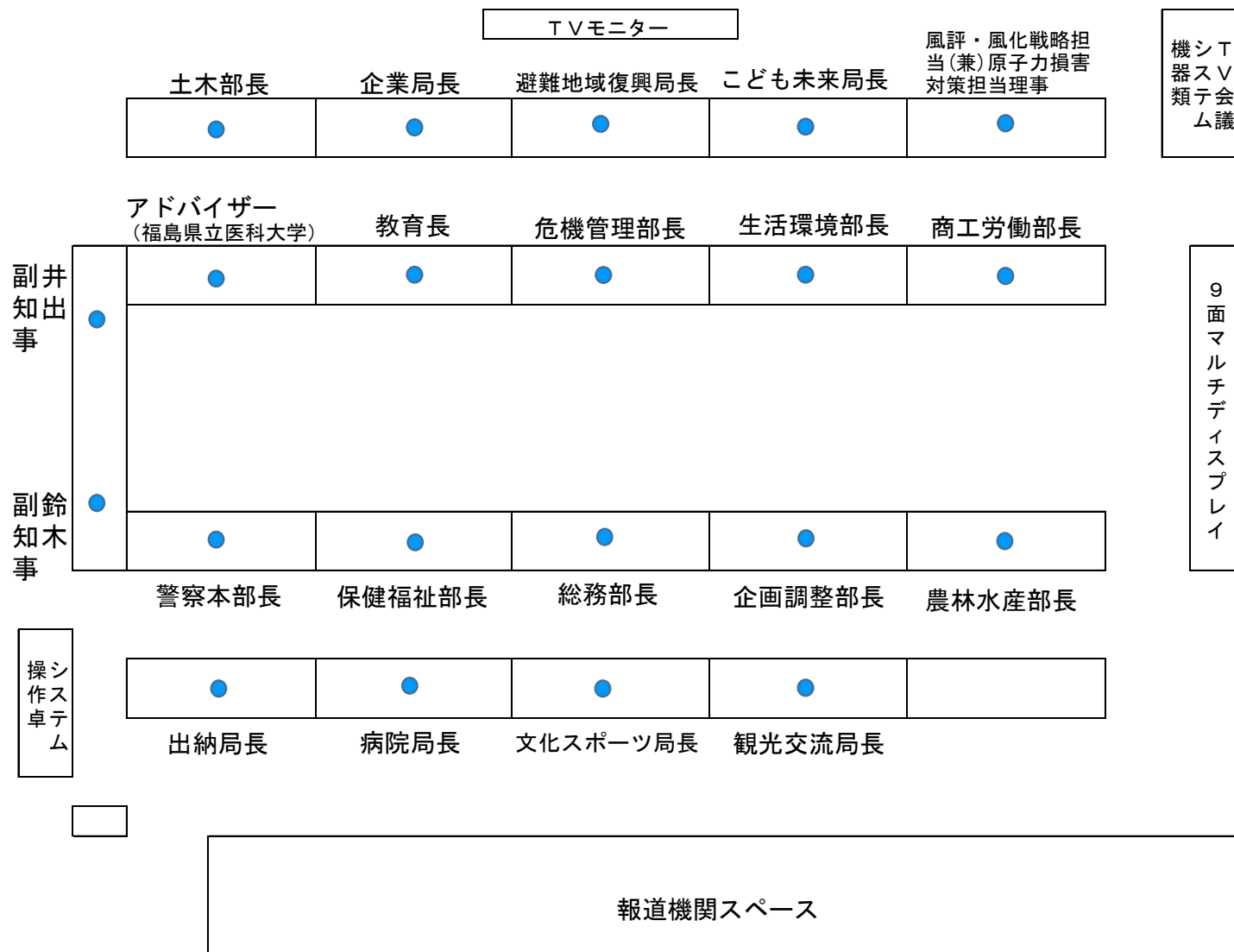
1 議 事

- (1) 新型コロナウイルス感染者の状況等について
- (2) 新型コロナワクチンの接種状況等について
- (3) その他

2 資 料

- 【資料1】 福島県における新型コロナウイルス感染者の状況等について
- 【資料2】 国内における最近の新規陽性者発生状況について
- 【資料3】 無料検査の期間の延長について
- 【資料4】 新型コロナワクチンの接種状況等について
- 【資料5】 福島県医療ひっ迫警報について
- 【資料6】 新型コロナウイルス感染症対策について

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 座席表



第170回 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 名簿

【本部員】

	所属名	職名	氏名	備考
1		知 事	内 堀 雅 雄	欠 席
2		副 知 事	鈴 木 正 晃	
3		副 知 事	井 出 孝 利	
4	総 務 部	部 長	安 齋 浩 記	
5	危 機 管 理 部	部 長	渡 辺 仁	
6	企 画 調 整 部	部 長	橋 清 司	
7	避 難 地 域 復 興 局	局 長	松 本 雅 昭	
8	文 化 ス ポ ー ツ 局	局 長	永 田 嗣 昭	
9	生 活 環 境 部	部 長	久 保 克 昌	
10	保 健 福 祉 部	部 長	國 分 守	
11	こ ど も 未 来 局	局 長	鈴 木 竜 次	
12	商 工 労 働 部	部 長	小 笠 原 敦 子	
13	観 光 交 流 局	局 長	市 村 尊 広	
14	農 林 水 産 部	部 長	小 柴 宏 幸	
15	土 木 部	部 長	曳 地 利 光	
16	出 納 局	局 長	金 子 市 夫	
17	風評・風化戦略担当(兼) 原子力損害対策担当	理 事	白 石 孝 之	
18	企 業 局	局 長	山 寺 賢 一	
19	病 院 局	局 長	三 浦 爾	
20	教 育 委 員 会	教 育 長	大 沼 博 文	
21	警 察 本 部	本 部 長	児 嶋 洋 平	
○	福 島 県 感 染 症 対 策 ア ド バ イ ザ ー	県 立 医 科 大 学 教	金 光 敬 二	

【事務局】

	所属名	職名	氏名	備考
1	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 本 部	事 務 局 長	伊 藤 賢 一	
2	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 本 部	総 括 担 当 次 長	菅 野 俊 彦	
3	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 本 部	次 長	半 澤 浩 司	
4	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 本 部	総 括 班 長	郡 司 博 道	
5	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 本 部	総 括 班 長 (兼)医 療 対 策 班 長	金 成 由 美 子	
6	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 本 部	医 療 対 策 班 長	玉 川 啓	

福島県における新型コロナウイルス感染者の状況等について

令和5年1月18日現在

【感染者の状況】

○陽性者数と内訳

陽性者数	377,821人
(うち死亡者数)	542人)

(年代別)

10歳未満	56,690人
10代	56,125人
20代	45,843人
30代	57,807人
40代	56,453人
50代	37,975人
60代	28,835人
70代	18,799人
80代	12,591人
90歳以上	6,692人
その他	11人

○入院・入所者数の状況

確保病床入院者数	306人 A
(うち重症者数)	3人) B
(参考) 確保病床外の入院者数を含めた入院者数	472人 C
宿泊療養施設入所者数	283人

【病床等の状況】

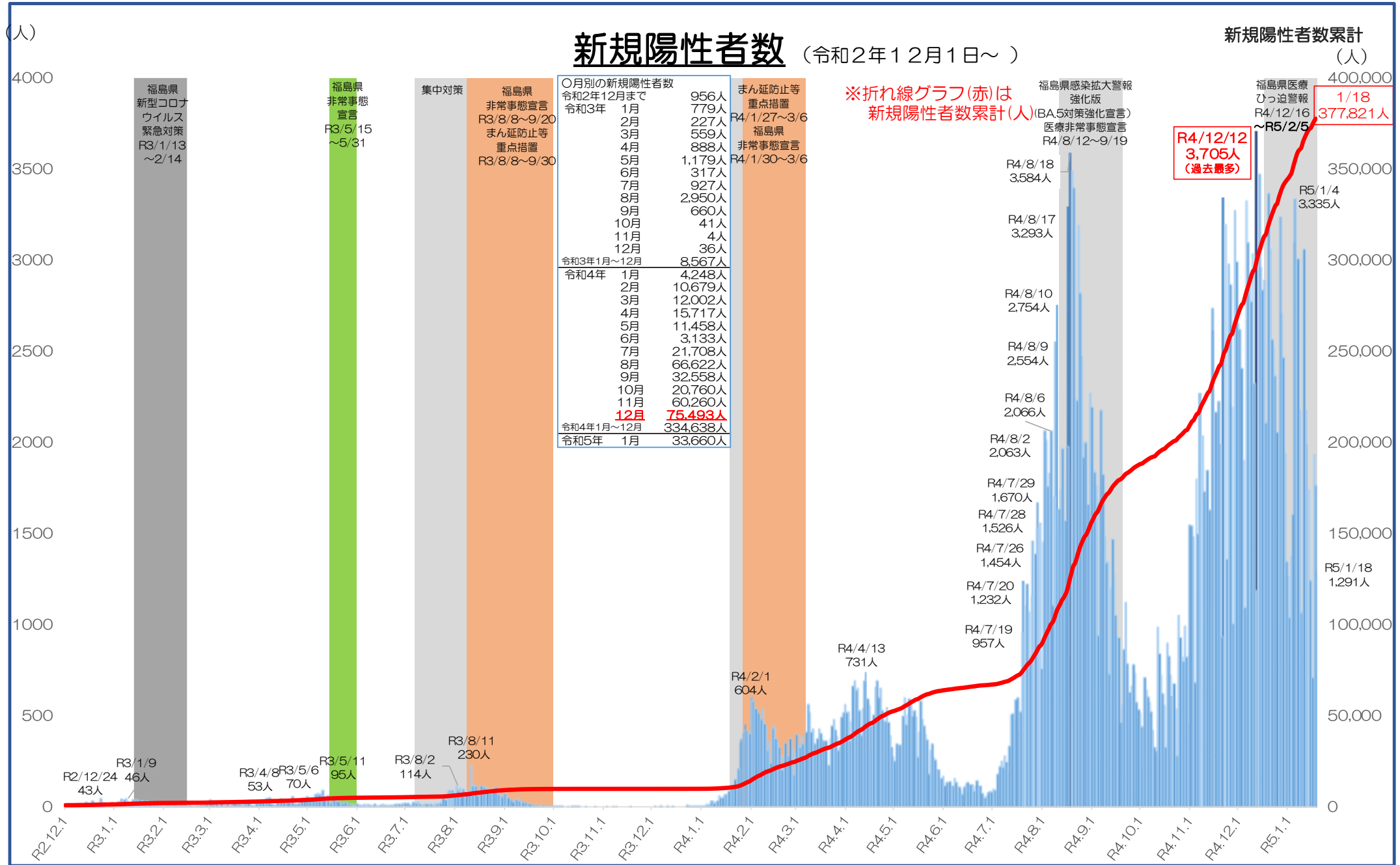
即応病床数	766床
確保病床数 (通常時最大)	766床 D
(緊急時最大)	838床
(うち重症者用病床数)	46床) E
確保病床使用率	39.9% F
(うち重症者用病床使用率)	6.5%) G
確保病床外の入院者を含む病床使用率	61.6% H
宿泊療養確保室数 (稼働室数)	1,224室

算定式

$$F=A/D\times 100$$

$$G=B/E\times 100$$

$$H=C/D\times 100$$

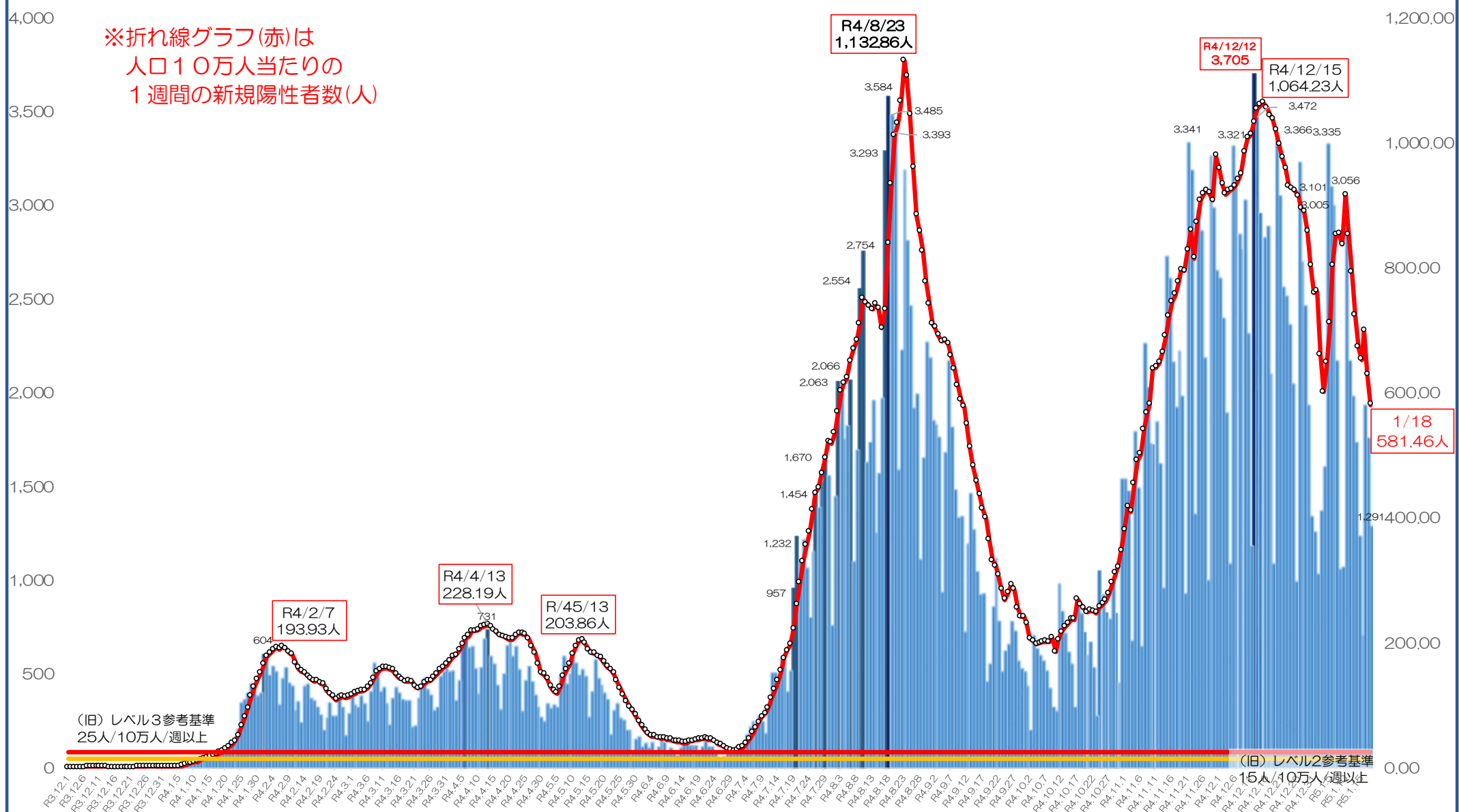


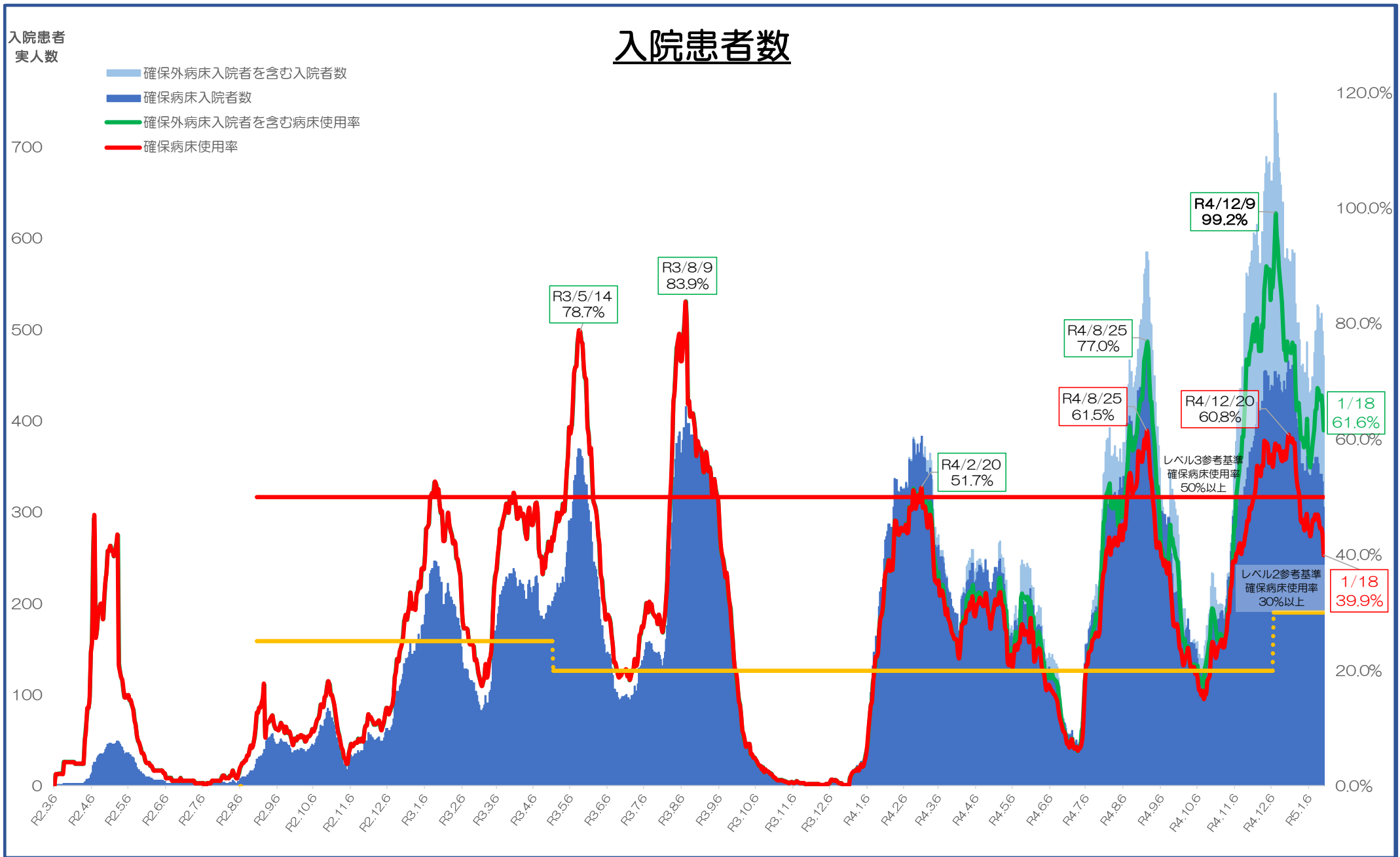
新規陽性者人数

令和3年12月以降の新規陽性者数

(人)

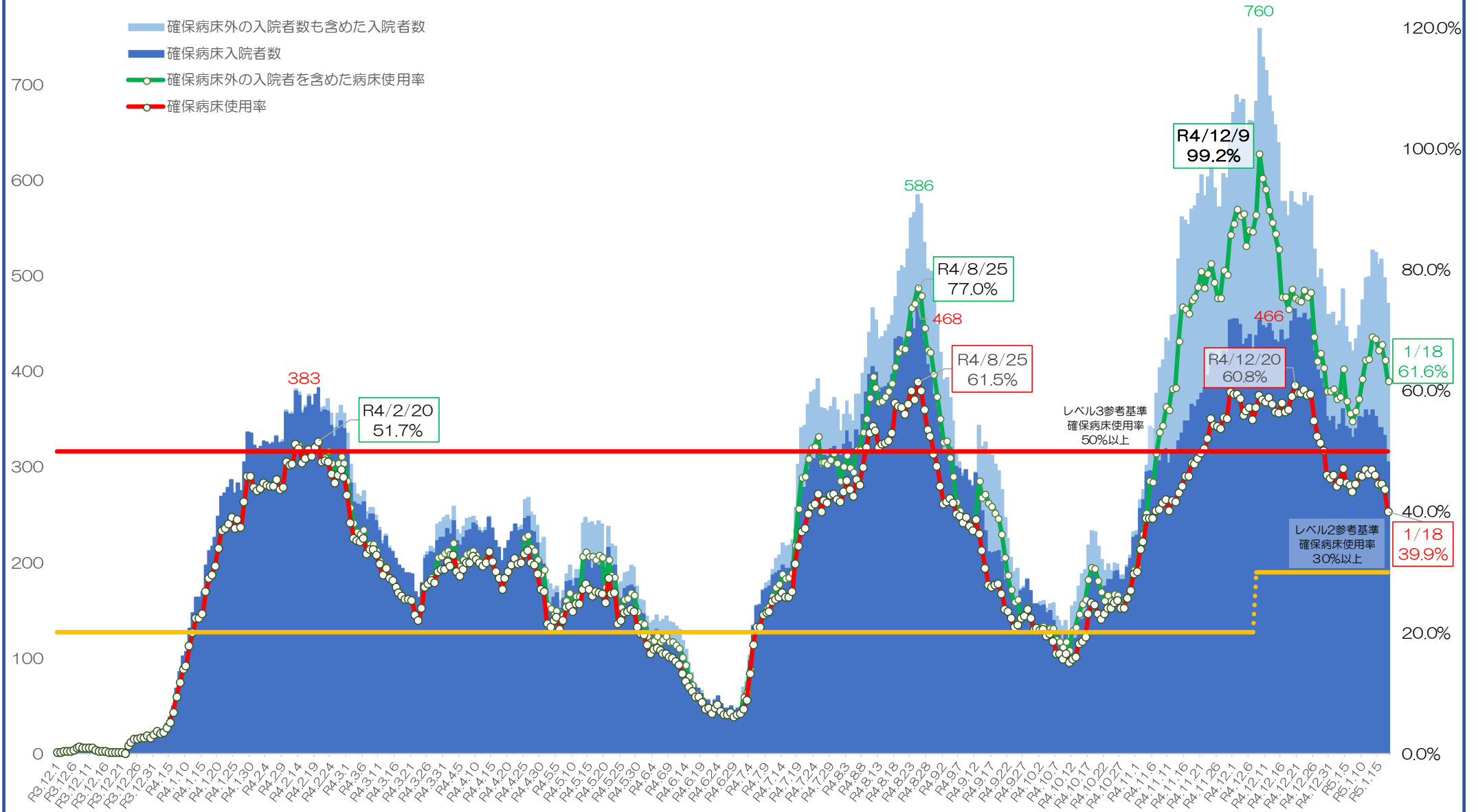
※折れ線グラフ(赤)は
人口10万人当たりの
1週間の新規陽性者数(人)



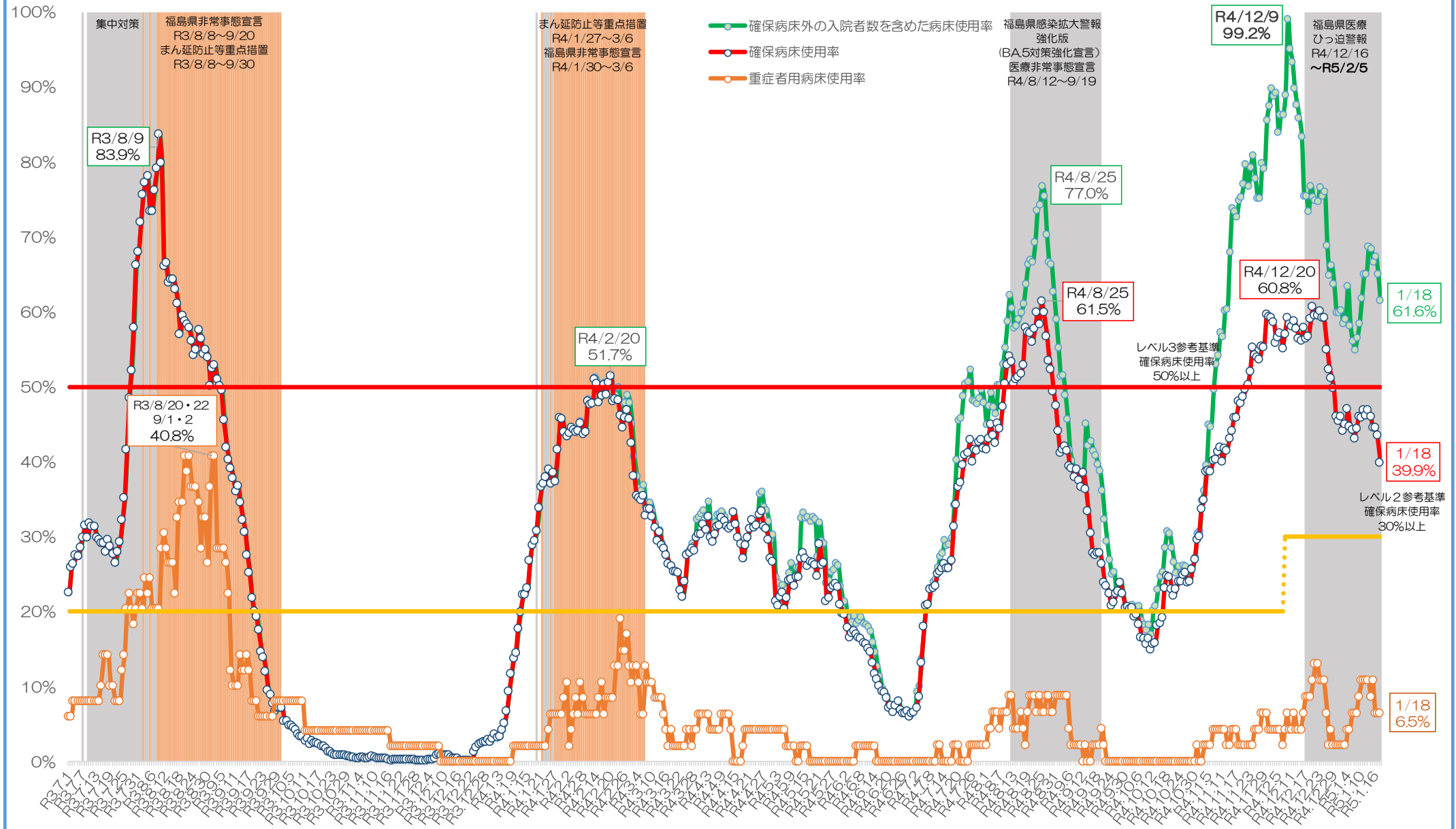


令和3年12月以降の病床使用率及び入院患者数

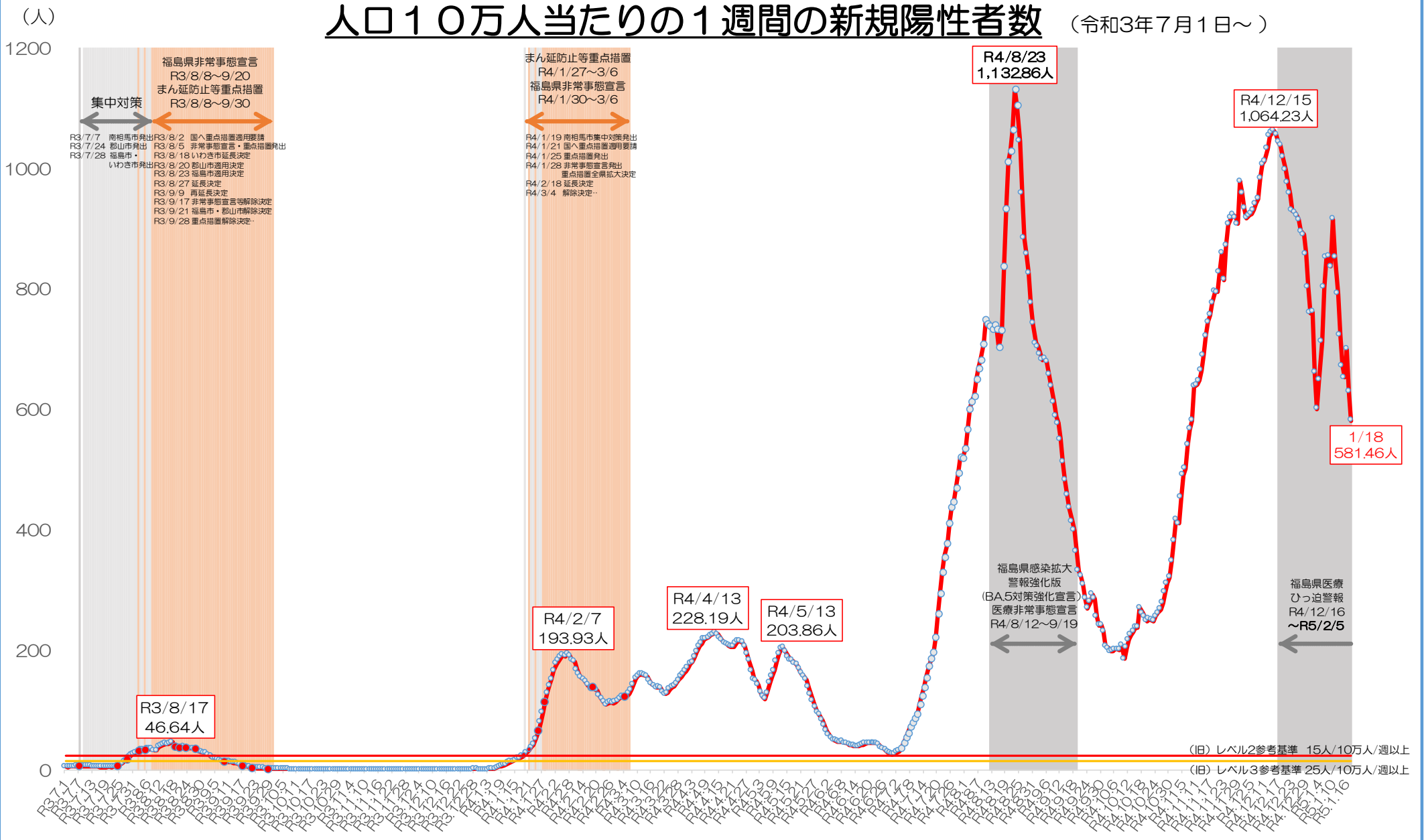
入院患者
実人数



病床使用率及び重症者用病床使用率 (令和3年7月1日～)



人口10万人当たりの1週間の新規陽性者数 (令和3年7月1日～)



【参考】

レベル判断の参考とするモニタリング指標

日付	レベル	指標			参考事象	
		確保病床 使用率 (%)	(参考) ※ 確保病床外の入院者 を含めた病床使用率 (%)	重症者用 病床使用率 (%)	発熱外来患者 の状況 (一週間の医療機関 報告新規陽性者数)	人口10万人あたり の1週間の 新規陽性者数
1月18日	2	39.9% 306床/766床	61.6% 472床/766床	6.5% 3床/46床	8,559人 (1/12~1/18)	581.46人 (1/12~1/18)
増減						
先週(1/11)		47.0% (360床/766床)	65.1% (499床/766床)	10.9% (5床/46床)	11,879人 (1/5~1/11)	853.67人 (1/5~1/11)
レベル1		概ね 0~30%		概ね 0~30%	レベル分類の判断については、確保病床使用率及び重症者用病床使用率に加え、上記の参考事象も考慮し、総合的に判断する。	
レベル2		概ね30~50%		概ね30~50%		
レベル3		概ね50%超		概ね50%超		
レベル4		概ね80%超		概ね80%超		

※当面の間、確保病床外の入院者を含めた病床使用率を併せて公表する。

国内における最近の新規陽性者発生状況について

都道府県別新規陽性者数（上位 5 都道府県）

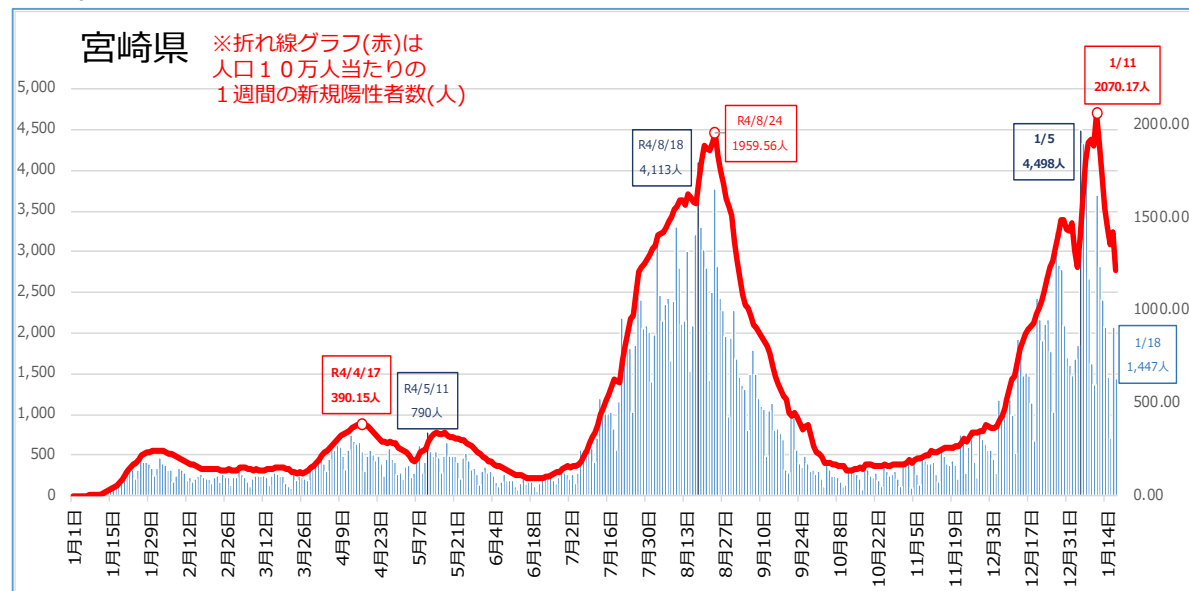
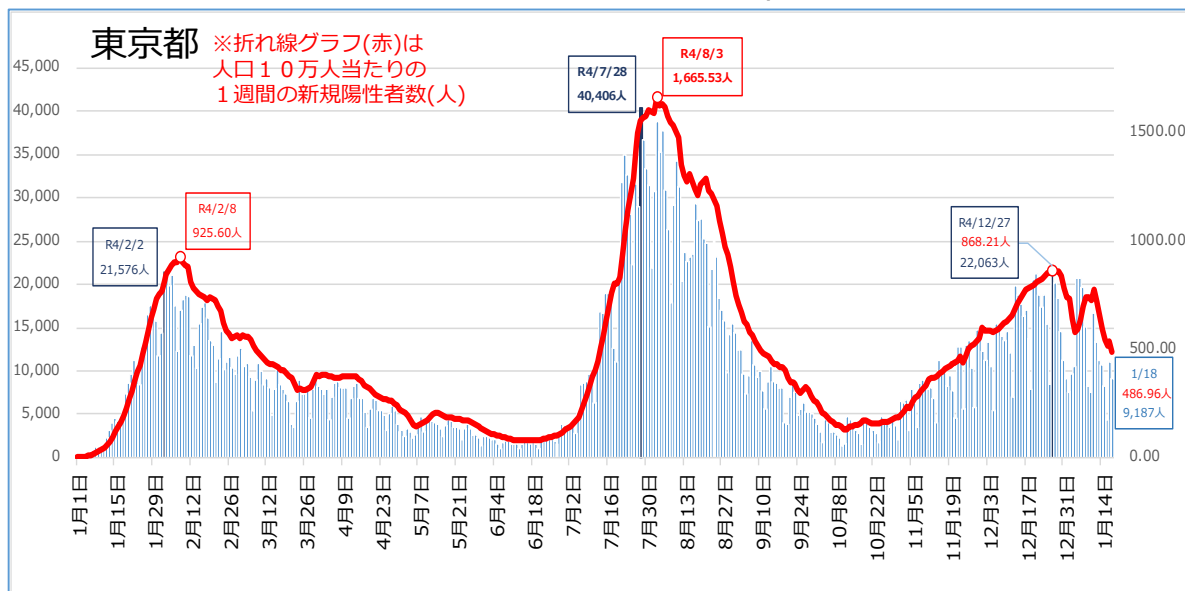
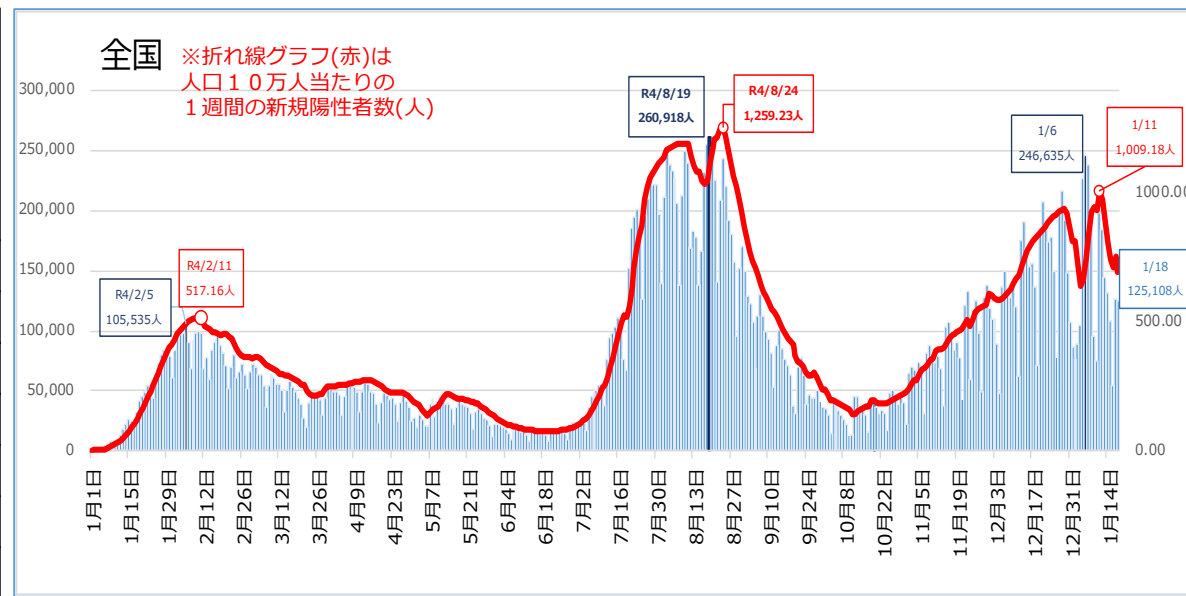
人口10万人当たりの直近1週間の
新規陽性者数（上位 5 都道府県）

順位	都道府県名	1/18公表分 (1/11~1/17)の 新規陽性者数 (直近1週間)	(参考) 12/18~1/17の 新規陽性者数
1	東京都	68,406	428,713
2	愛知県	58,088	288,797
3	大阪府	57,144	298,553
4	神奈川県	48,057	264,361
5	福岡県	47,804	244,419
28	福島県	11,544	63,320
	全国計	875,868	4,601,342

(単位：人)

順位	都道府県名	1/18公表分 (1/11~1/17)の 10万人当たり 新規陽性者数 (直近1週間)
1	宮崎県	1,217.30
2	三重県	1,204.74
3	静岡県	1,105.58
4	鳥取県	1,101.72
5	広島県	1,084.44
34	福島県	629.74
	全国	694.33

(単位：人)



令和4年1月3日から開始している無料検査（感染拡大傾向時の一般検査事業）について、**実施期間を延長します。**

記

1 内容

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、知事より「感染不安を感じる県民は検査を受けるよう」要請するもの

2 対象地域

福島県全域

3 期間

令和5年2月28日（火）まで ※1月31日までとしていた期間を延長するもの。

4 対象者

感染不安を感じる無症状の福島県民

5 検査場所

県内205箇所

（県ホームページに検査実施場所の一覧を掲載。「福島県 無料検査事業者」で検索できます。）

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01010a/tourokujigyousha.html>

新型コロナウイルスワクチンの接種状況等について

1 接種実績（累計）（令和5年1月17日時点）

	接種回数	全人口に対する 接種率	（うち5歳以上11歳以下）	
			接種回数	対象人口に対する 接種率
合 計	6,049,356 回	-	107,697 回	-
うち1回目接種	1,618,431 回	86.2%	46,076 回	45.2%
うち2回目接種	1,599,497 回	85.3%	44,296 回	43.5%
うち3回目接種	1,378,190 回	74.9%	17,325 回	17.0%
うち4回目接種	995,958 回	-		
うち5回目接種	457,280 回	-		
オミクロン株対応ワクチン接種	865,415 回	47.0%		
全人口（または対象人口）		1,840,525 人		101,938 人

※ 人口は、令和4年1月1日現在の住民基本台帳データから推計している。

※ 接種率は、死亡した方の接種日が令和3年中の接種回数を除いている。

※ 従来株対応ワクチンによる4回目接種は、60歳以上の方や医療従事者等、接種対象者が限定されていたため、現時点において全人口に対する接種率は算出していない。

注1： 1・2回目接種の接種回数は、「医療従事者」「高齢者施設従事者」のワクチン接種円滑化システム（V-SYS）の情報を集計したものと、ワクチン接種記録システム（VRS）の情報を集計したものを合算したものの。

注2： 3・4回目の接種回数は、ワクチン接種記録システム（VRS）の情報を集計したものの。

【参考】全国におけるワクチン接種回数・接種率の実績									
令和5年1月17日時点									
	全体					オミクロン株対応 ワクチン接種	（うち5歳以上11歳以下）		
	1回目接種	2回目接種	3回目接種	4回目接種	5回目接種		1回目接種	2回目接種	3回目接種
接種回数	101,677,630 回	101,137,667 回	85,479,238 回	56,195,979 回	26,223,362 回	49,215,236 回	1,739,577 回	1,670,006 回	582,637 回
接種率	80.7%	80.3%	67.9%			39.1%	23.8%	22.8%	8.0%

※実績はVRSより集計

ノババックス社ワクチン接種会場の実施予定

令和5年1月19日
ワクチン接種チーム

	福島市	会津若松市	郡山市	いわき市
使用ワクチン	ノババックス社ワクチン（従来型ワクチン）			
実施会場	福島県保健衛生協会 （福島市方木田字水戸内19-6）	竹田総合病院 （会津若松市山鹿町3-27）	星総合病院 （郡山市向河原町159-1）	いわき市中央台公民館 （いわき市中央台飯野4-5-1）
実施日時	2月 6日（月） 13：45～15：15 2月27日（月） 13：45～15：15 3月20日（月） 13：45～15：15	2月16日（木） 15：00～16：00 3月 9日（木） 15：00～16：00	2月 1日（水） 14：00～15：00 2月 8日（水） 14：00～16：00 2月22日（水） 14：00～15：00 3月 8日（水） 14：00～15：00 3月29日（水） 14：00～15：00	2月 5日（日） 10：15～10：45 2月26日（日） 10：15～10：45 3月12日（日） 10：15～10：45
接種規模	各日60人	各日60人	2/1, 2/22, 3/8, 3/29 60人 2/8 120人	各日60人
対象者	県内在住で接種券をお持ちの方。ただし、接種回数により以下の年齢制限あり 〔 1・2回目接種（初回接種）： 12歳以上 〔 3回目～5回目接種： 18歳以上（ただし、前回接種から6か月以上経過した方） 〕 〕			
予約開始日	令和5年1月21日（土）午前9時～			
予約方法	○県コールセンターでの予約受付 ○県HPでのWeb予約受付			

大規模接種（オミクロン株対応ワクチン使用）の実施予定

令和5年1月12日
ワクチン接種チーム

	福島市	会津若松市	郡山市	いわき市
実施会場	NCVふくしまアリーナ (福島市霞町4-45)	ホテルニューパレス (会津若松市中町2-78)	ホテルハマツ (郡山市虎丸町3-18)	いわき市文化センター (いわき市平堂根町1-4)
実施日時	令和5年 2月3日(金) 17:00~20:00 2月4日(土) 14:30~17:30	令和5年 1月27日(金) 17:00~20:00 1月28日(土) 10:00~13:00	令和5年 2月3日(金) 17:00~20:00 2月4日(土) 10:00~13:00	令和5年 1月27日(金) 17:00~20:00 1月28日(土) 10:00~13:00
予約開始日	令和5年1月13日(金) 午前9時~			
対象者	12歳以上の初回接種(1回目・2回目)を完了した方で、前回接種から3か月以上経過した方 (県内在住で接種券をお持ちの方) ※ これまでの接種回数に応じ、3~5回目の接種が可能。			
接種規模	1月27日(金)・2月3日(金) : 各会場150人 1月28日(土)・2月4日(土) : 各会場180人			
使用ワクチン	オミクロン株対応ワクチン (BA.4-5対応型) [ファイザー社製]			
予約方法	○県大規模接種予約コールセンターでの予約受付 ○県HPでのWeb予約受付			

県民の皆様へ 新型コロナワクチン接種に関するお願い

重症化予防はもとより、感染や発症を予防する目的で、オミクロン株対応2価ワクチンの追加接種が推奨されています。

○初回接種（1・2回目接種）が完了している12歳以上の方

オミクロン株対応ワクチンの接種をお願いします。
従来の1価ワクチンを上回る効果が期待されています。

※ 接種のご予約は、お住まいの市町村へお問い合わせください。

○初回接種（1・2回目接種）がまだの方

県では、初回接種がお済みでない方等を対象にした接種会場を設けています。

※ 詳細は県HPをご覧ください。

相談窓口

<厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター>

- ・ 電話番号：0120-761-770（フリーダイヤル）
- ・ 受付時間：9時00分～21時00分（土日・祝日も実施）

<福島県新型コロナワクチン副反応コールセンター>

- ・ 電話番号：0120-336-567（フリーダイヤル）
- ・ 受付時間：9時00分～20時00分（土日・祝日も実施）

<福島県新型コロナワクチン子ども相談窓口>

- ・ 電話番号：0120-191-567（フリーダイヤル）
- ・ 受付時間：9時00分～20時00分（土日・祝日も実施）

生後6ヶ月から11歳までのお子さんも、ワクチンを受けられます。
12歳以上の方の接種と同様に、**努力義務が適用**されています。
速やかなワクチン接種をお願いします。



感染者数は減り始めていますが、**いまだ高い水準**です

新規陽性者数の推移（曜日別/日陽性者数）

令和5年1月18日現在

(単位：名)

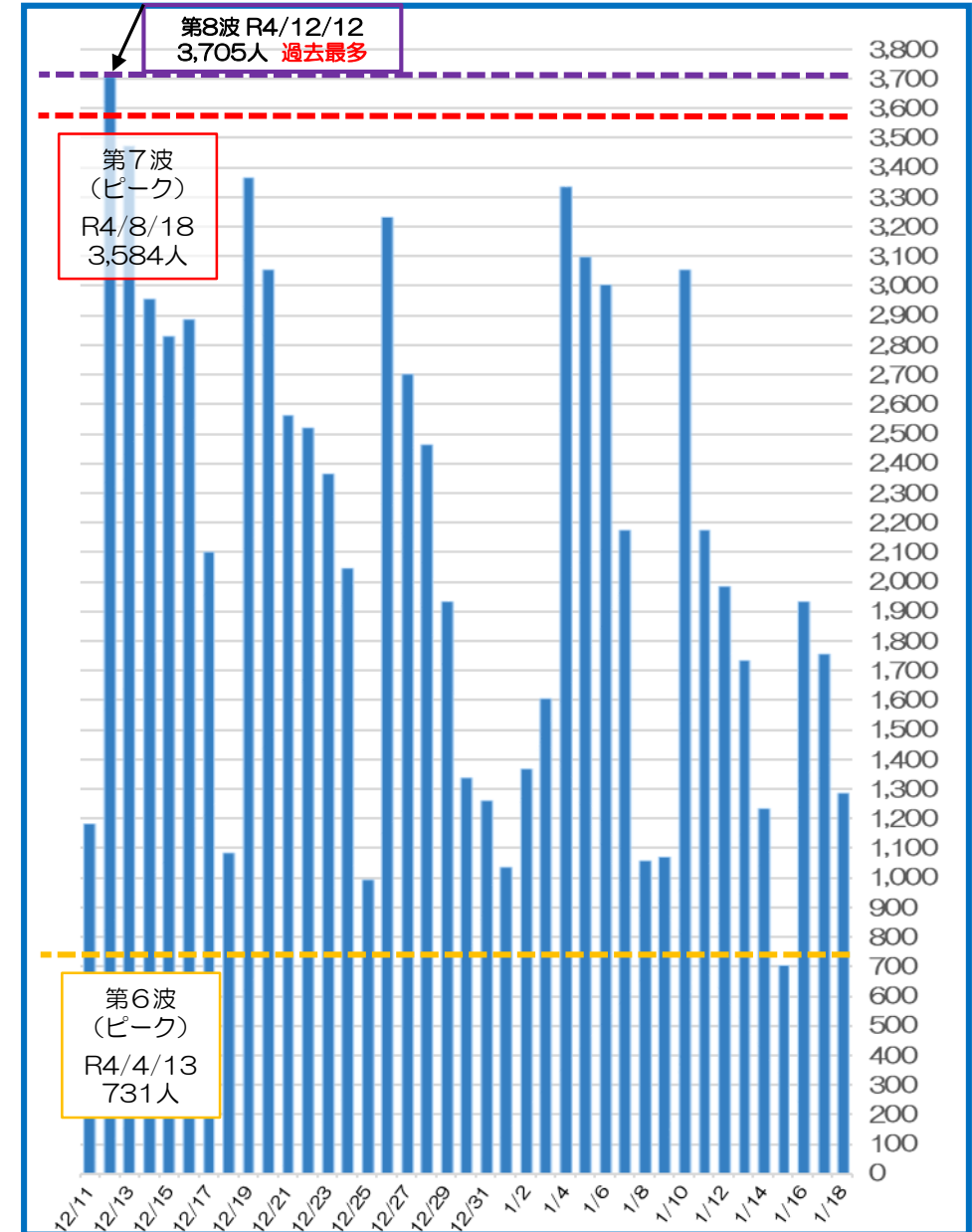
日	月	火	水	木	金	土
12/11	12/12 過去最多	12/13	12/14	12/15	12/16	12/17
1,185 (109%)	3,705 (112%)	3,472 (112%)	2,959 (104%)	2,833 (102%)	2,889 (95%)	2,103 (91%)
12/18	12/19	12/20	12/21	12/22	12/23	12/24
1,089 (92%)	3,366 (91%)	3,056 (88%)	2,566 (87%)	2,520 (89%)	2,366 (82%)	2,049 (97%)
12/25	12/26	12/27	12/28	12/29	12/30	12/31
996 (91%)	3,232 (96%)	2,703 (88%)	2,465 (96%)	1,937 (77%)	1,343 (57%)	1,263 (62%)
1/1	1/2	1/3	1/4	1/5	1/6	1/7
1,038 (104%)	1,372 (42%)	1,607 (59%)	3,335 (135%)	3,101 (160%)	3,005 (224%)	2,176 (172%)
1/8	1/9	1/10	1/11	1/12	1/13	1/14
1,063 (102%)	1,072 (78%)	3,056 (190%)	2,176 (65%)	1,988 (64%)	1,738 (58%)	1,237 (57%)
1/15	1/16	1/17	1/18	1/19	1/20	1/21
708 (67%)	1,936 (181%)	1,761 (58%)	1,291 (59%)			

数字

前週より新規陽性者数が多い日（1倍以上2倍未満）

数字

前週より新規陽性者数が多い日（2倍以上）



県民のみなさまへ

県内の医療ひっ迫状況を
踏まえた共同メッセージ

- 福島県 (知事 内堀 雅雄)
- 福島県医師会 (会長 佐藤 武寿)
(副会長 土屋 繁之)
- 福島県病院協会 (会長 佐藤 勝彦)

福島県医療ひっ迫警報が発出されております
皆さまと大切な方の命と健康を守るために御協力をお願いします

基本的な感染対策の徹底

速やかなワクチンの接種

検査キットでのセルフチェック

救急車の適正利用



福島県医療ひっ迫警報

令和4年12月16日（金）～ 令和5年2月5日（日）
福島県



警報のポイント（県民に特にお願いしたいこと）

1 医療機関の負荷を減らす

- 外来診療への集中を防ぐため、検査キットによるセルフチェックを積極的に活用ください。
- 緊急性の高い方の命を守るため、救急外来・救急車の適正利用をお願いします。
- 体調不良に備えて、抗原定性検査キットや解熱鎮痛薬等の事前購入をお願いします。

2 感染者を減らす

- オミクロン株対応ワクチンの速やかな接種をお願いします。
- 症状がある方の家族や接触した方は、自分自身に症状がなくても慎重な行動をとりましょう。
- 大人数・長時間の会食への参加は慎重に判断しましょう。（自宅等での会食も注意）



福島県医療ひっ迫警報

- 1 医療提供体制の負荷状況
- 2 医療提供体制の負荷軽減のために
- 3 検査のさらなる活用
- 4 速やかなワクチン接種
- 5 基本的な感染対策の再点検と徹底
- 6 感染者を減らす／二次感染を広げないために
- 7 外出時の注意
- 8 施設別対策（各施設ごとのガイドラインの順守）

1 医療提供体制の負荷状況

1 県内の状況

感染の急拡大

地域における感染の急拡大（日常生活の場にも感染リスクが拡大、患者も大幅増に）

1日当たりの新規陽性者数が**過去最多の3,705人（12/12時点）**となるなど、地域において感染が急拡大

コロナ患者の大幅増・負担の増

- ・感染者の大幅増により、**外来診療や入院を要する患者が増加**
- ・症状が悪化した患者、介護を要する患者の増加により、**医療現場の負担も増加**
- ・がんや心疾患、救急など**命に関わる医療の継続が懸念される**

医療機関の対応力低下

- ・地域の感染拡大により医療従事者も生活の場において、濃厚接触者や陽性者となる方が急増し、**外来・病棟のスタッフが不足**
- ・院内クラスターの発生、対応により**外来・救急・入院受入に制限が生じる**

■ 医療機関におけるクラスター新規発生件数 **5件**（1/11～1/17）

■ クラスター対応継続医療機関数 **20箇所**（1/17時点） ※県本部にて把握している数

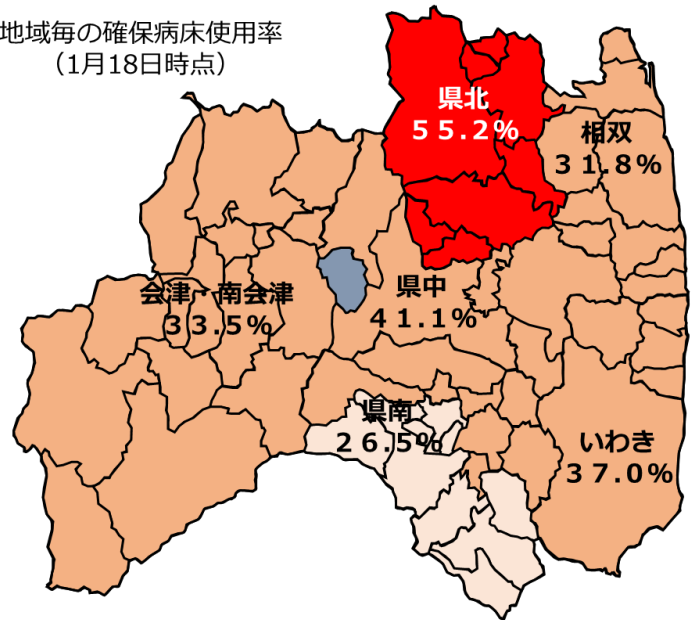
医療提供体制が
厳しい状況

一部地域で救急医療の制限（受入困難）が発生し、**一般医療へ影響が生じています。**

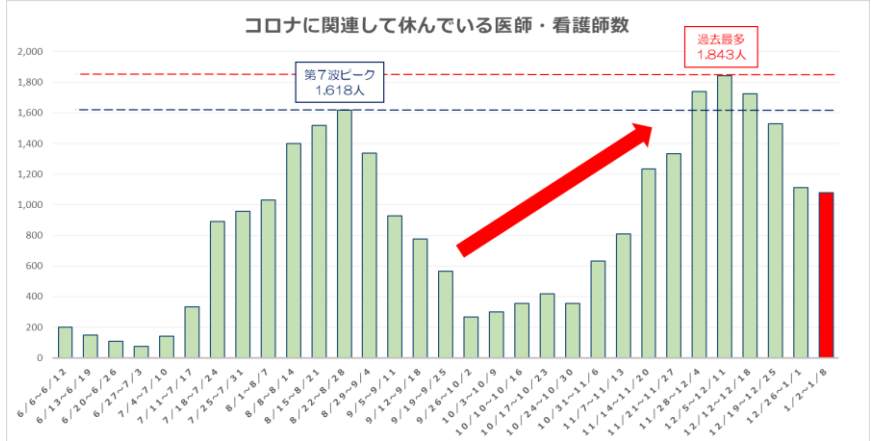
1 医療提供体制の負荷状況

1 県内の状況

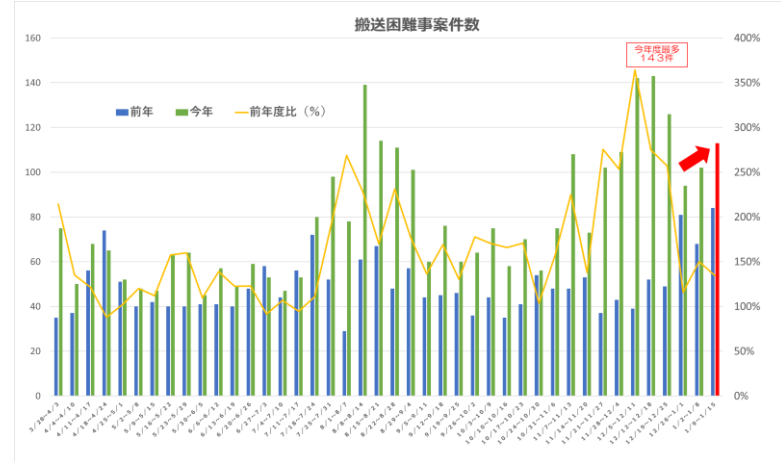
地域毎の確保病床使用率
(1月18日時点)



■ 確保病床使用率 **39.9%** (1/18時点)



■ コロナに関連して休んでいる医師・看護師数
※G-MISに入力された数により集計
1,080人 (1/2~1/8) …1日当たり154.3人
感染拡大前(6月の1日当たり)比 **671%**



■ 救急搬送困難事案件数前年度同期比
135% (1/9~1/15)

今年度	113件
前年度	84件

2 医療提供体制の負荷軽減のために

1 適切な受診にご協力ください

- (重症化リスクの低い方) 受診する前に、セルフチェックを行きましょう。
- 受診する際には、事前に電話連絡し、通常の診療時間 (**可能な限り平日の日中**) に受診してください。

症状のある方 (発熱、咳、のどの痛み等)

重症化リスクの高い方

65歳以上、小学生未満
妊婦、基礎疾患がある方

重症化リスクの低い方

(左記以外の方)

かかりつけ医
または
診療・検査医療機関を受診



お近くの
診療・検査医療機関

**抗原定性検査キットで
セルフチェック**

※「3 検査の更なる活用」を
ご覧ください

コロナ陽性となり、**自宅療養中の方**

体調悪化時、療養期間中の相談

県フォローアップセンターへ
ご相談ください

2 医療提供体制の負荷軽減のために

2 救急車・救急外来の適正利用に御協力をお願いします。

- 救急車や救急外来は、緊急性の高い症状の方や重症の方の命を守っています。
- 急を要する場合以外に救急車を呼んだり、検査のためだけに救急外来を受診することは控えましょう。



救急車・救急外来の
誤った利用



どこの病院に行けば
いいかわからない



夜間・休日の
診療時間外だった



優先的に
診てもらえる



救急車は
無料だから



総務省消防庁ホームページより

3 受診するか迷ったら

- まずは、かかりつけ医に相談しましょう。
- かかりつけ医がいない場合には、各相談窓口をご利用ください。
コロナに関すること・・・福島県受診・相談センター
コロナ以外に関すること・・・夜間救急相談
こども救急ダイヤル

休日当番医
(福島医療情報ネット)



0120-567-747 (24時間)
#7799 (毎日19時～翌朝8時)
#8000 (毎日19時～翌朝8時)

3 検査のさらなる活用

(※特措法第24条第9項に基づく要請)

1 抗原定性検査キットでセルフチェックしましょう

【あらかじめ準備しましょう】

- 感染した場合に備えて、**コロナ用抗原定性検査キット(※)**を購入しておきましょう。
※「体外診断用医薬品」または「第一類医薬品」と表示されているもの
- すでに症状がある等で薬局に行けない場合には、検査キット配布センターが配布する検査キットを活用しましょう。※検査キット配布体制を強化(8,000キット/日)

【症状がある場合】

- 重症化リスクが低く、軽症の方または濃厚接触者の方は、まずセルフチェックしましょう。

【検査の結果で陽性となった場合】

- 症状が軽く医療機関の受診を必要としない方は、「**福島県陽性者登録センター**」に登録申請してください。
- 療養・陰性証明のために、医療機関を受診することは控えましょう。



販売薬局一覧表
(福島県薬剤師会)



福島県新型コロナ
検査キット申込サイト



福島県陽性者
登録センターのページ

2 感染への不安がある場合には(無症状の方は)

- 感染不安のある県民の方は、薬局等で実施している無料検査を活用しましょう。(検査申込みは直接、検査実施場所へ)



福島県内に登録し
ている無料検査実
施事業者一覧

4 速やかなワクチン接種

(※予防接種法第8条接種勧奨及び第9条努力義務)

1 ▶ オミクロン株対応2価ワクチンの速やかな接種をお願いします。

【ワクチンの特徴】

- 従来型の成分に加えオミクロン株の成分が含まれるため、重症化予防効果、感染予防効果、発症予防効果が期待される
- 2価ワクチンであることにより、今後の変異株に対して有効である可能性がより高いことが期待される

【接種の対象・回数】

- 初回接種（1・2回目接種）が完了している方で、前回の接種から3ヶ月以上経過した12歳以上の方が1回接種ができます。なお、インフルエンザワクチンとの同時接種も可能です。

※ ノババックス社ワクチンで3回目以降の接種を11月8日以降に行った場合、オミクロン株対応2価ワクチンを接種することはできませんので御注意ください。

【対象の方は速やかな接種を】

- 重症化リスクの高い高齢者等のもとより、若い方にもオミクロン株対応2価ワクチンによる接種を完了するようお願いします。なお、ワクチンの種類（BA.1とBA.4-5）に関わらず、いずれか早く打てるワクチンで1回接種を！
- オミクロン株対応ワクチン大規模接種会場の設置（福島市、会津若松市、郡山市、いわき市）

2 ▶ 季節性インフルエンザの同時流行に備え、インフルエンザワクチンの接種も検討を

- **65歳以上の方等の定期接種対象者**で、接種を希望される方は、インフルエンザワクチン（予防接種）の早めの接種を（お住まいの市町村から一部または全部助成があります。）
- **重症化リスクの疾患のある方や小児、医療機関や高齢者施設等の職員の方**も、接種の検討を。
(自己負担額があります。)

5 基本的な感染対策の再点検と徹底

(※特措法第24条第9項に基づく要請)

1 マスクの正しい着用

- 場面に応じて、正しくマスクを着用しましょう。(鼻出しマスク、あごマスクはNG)
- 会話を行う場合は、屋内・屋外を問わず、マスクを着用しましょう。

2 手洗い・消毒の励行

- 外出先から戻った時など、手洗い、手指消毒を習慣づけましょう。
- 多くの人に触れるドアノブや照明ボタンなどもこまめに消毒しましょう。

3 十分な換気量の確保

- 空気の流れを意識して、機械換気装置による常時換気や2方向の窓開け換気、換気扇(扇風機やサーキュレーターなど)の活用により十分な換気量を確保しましょう。
- 室内温度が下がる場合もあるため、暖かい服装(ウォームビズ)で体温調節を行い、換気が疎かにならないようにしましょう。

4 人と人の距離の確保

- 人と人との距離はできるだけ2mとりましょう。
- マスクをしていても、密接しての会話は避け、距離を保つようにしましょう。

6 感染者を減らす／二次感染を広げないために

(※特措法第24条第9項に基づく要請)

1 症状がある時は外出しない・人と会わない

- 発熱や喉の痛み、咳などの症状がある場合は、外出しないようにしましょう。
(自分だけは大丈夫だと油断しない、家族に症状があったら外出させない、休ませる)
- 濃厚接触者や同居家族に症状が出た場合は、できるだけ接触しないようにしましょう。
- 陽性になった場合は、発症2日前までに(濃厚)接触した方へ必ず連絡しましょう。
- 濃厚接触者となった場合は、5日間は自宅待機を徹底し、7日間が経過するまでは慎重な行動をとりましょう。
- 症状がある方の家族や接触した方は、自分自身に症状がなくても慎重な行動をとりましょう。
- 決められた療養期間は外出せず、人との接触は避けましょう。

2 陽性になった場合の備えを

- 発熱等の体調不良時のセルフケア・自己検査の準備を含め、備蓄などを進めましょう。
 - 体温計 薬 (常用している薬、市販の咳止め、解熱薬など1~2週間分多めに)
 - コロナ用抗原定性検査キット (「体外診断用医薬品」または「第一類医薬品」表示のもの)
 - 日持ちする食料 (5~7日分を目安に) 衛生用品 (マスク、アルコール消毒液等)
 - 日用品 (生理用品、オムツ等)

7 外出時の注意

(※特措法第24条第9項に基づく要請)

1 会食時の感染対策

- 会話時はマスクを着用し、大声での会話は控えましょう。
- 大人数・長時間の会食への参加は慎重に判断しましょう。(自宅等での会食も注意)
- 感染対策の徹底された認定店を利用しましょう。

2 移動時の感染対策

- 移動先の感染状況を把握し、混雑する場所や感染リスクの高い場所は十分注意してください。
- 移動中の感染リスクに注意し、マスクの正しい着用や十分な換気を確保するなどの基本対策を徹底してください。
- 移動後も、引き続き感染対策を徹底し、発熱等の症状が出た場合には、登校や出勤を控えましょう。

8 施設別対策（各施設ごとのガイドラインの順守）

（※特措法第24条第9項に基づく要請）

1 事業所

- 在宅勤務（テレワーク）等、人と人との接触を減らす取組を推進しましょう。
- 従業員等の日々の健康管理の徹底と休みやすい環境づくりに努めましょう。
- 感染者・濃厚接触者となった従業員の勤務再開に当たって、保健所や医療機関に対して、療養開始時の診断書及び療養期間・待機期間終了後の陰性確認を求めないようにしましょう。

2 学校等

- 登校・登園時等に症状が出た場合には速やかに帰宅し、自宅等で安静に過ごしましょう。
- マスクの正しい着用・距離の確保・十分な換気等、基本的な感染対策に努めましょう。
- 部活動や課外活動を行う際には、適時適切なマスク着用と十分な換気を行いましょ。
- 特に休憩時や移動等の場面では、感染リスクが高まりますので注意しましょう。

3 高齢者施設等

- 通所系サービスを利用されている方は、発熱等の症状がある場合は利用を控えるようにしましょう。
- 感染拡大を踏まえ、抗原定性検査キットを活用し、週に2～3回を目安に従事者の集中的検査の実施をお願いします。キットについては、これまで県で配付したものに加え、現在、配送を進めている国配布分のキットや、市販されているものを御活用ください。

新型コロナとインフルエンザの対策は同じです その①

感染に備えて、検査キットや薬などの準備をしておきましょう。
感染させてしまう可能性がある期間を知っておき、感染拡大防止に努めましょう。

検査キット・解熱鎮痛薬等の準備を

✓ 新型コロナ抗原定性検査キット

「体外診断用医薬品」または「第1類医薬品」と表示されているキットを使用してください。

✓ 解熱鎮痛薬

✓ 日持ちする食料 (ゼリーなど体調がすぐれない時でも食べやすいもの、5~7日分を目安に)

注意!

検査キットや、
解熱鎮痛薬の購入に
あたっては、
薬剤師等にご相談
ください。



ほかの人に感染させてしまう可能性がある期間

- 新型コロナウイルス 発症の2日前から発症後7日~10日間程度とされています。
- インフルエンザ 発症の前日から発症後3日~7日間とされています。



周りの方へ
うつさないよう
配慮をお願いします。

療養等の期間

■ 新型コロナウイルス

症状のある方は発症日から7日間ただし、症状の軽快が7日目以降となった場合は、症状が軽快した日の翌日(24時間経過)まで延長となります。症状のない方は検体採取時に無症状、かつ療養中も症状がない場合は、検体採取日を0日目として7日間です。(上記のとおり、7日目以降も10日目頃まではほかの人に感染させてしまう可能性があります。)

※濃厚接触者は、陽性者との最終接触日から5日間です。

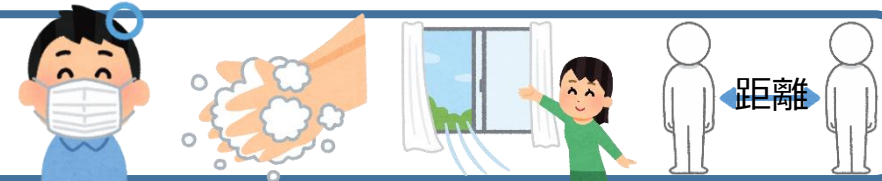
■ インフルエンザ 発症した後5日間を経過し、かつ解熱した後2日間を経過するまでです。(上記のとおり、7日間は注意。)

新型コロナとインフルエンザの対策は同じです その②

**この冬は、新型コロナウイルスとインフルエンザが同時流行しています。
一人ひとりが感染対策を徹底し、感染リスクを下げましょう。**

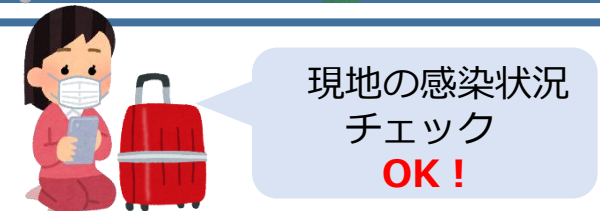
○ **基本的な感染対策の徹底**をお願いします

- 正しいマスク着用、手洗い・消毒、十分な換気、人と人の距離確保！



○ **症状がある場合は外出しない・人と会わないようにしましょう**

- 症状がなくても、人と会う場合は注意する
- 移動先の感染状況等の確認



○ **飲食の機会**は**感染のリスクが高まります**

- 短時間、距離を取る、会話時はマスクを着用する、大声での会話は控える
- 席は移動しない
- 感染防止対策の徹底された認定店を利用する



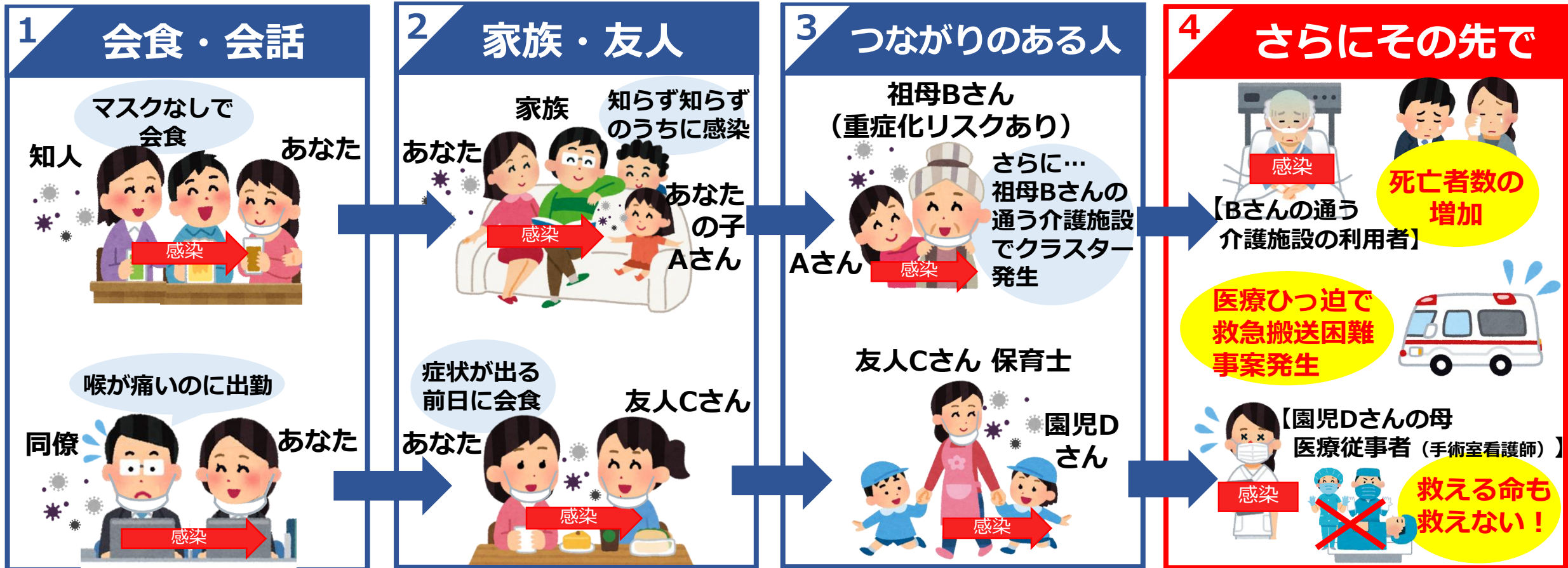
○ **新型コロナワクチンの速やかな接種**をお願いします

- 併せて、インフルエンザワクチンの接種の検討もお願いします。



仮に感染した場合は、接触した方への連絡をお願いします。

クラスター一件数や死亡者数が増えています



感染者数を減らすことが、重症化リスクのある方や医療従事者の感染の機会を減らすことにつながり、大切な命を守ることにつながります！

新型コロナウイルス感染症対策について

1 基本方針に基づく対応状況(継続中の取組及び前回本部員会議以降に実施した取組の概要)

※ 太枠: 前回の本部員会議以降に実施した取組

(1) 情報提供・共有

1		・新聞の県政広報及びテレビ・ラジオによる県政番組やスポットCM、県公式ツイッターなどにより、マスク着用や手洗いなどの感染予防対策、「新しい生活様式」に関する広報等について発信	対策本部、総務部
2		・県ホームページのトップページからのリンクに知事メッセージ及びコロナウイルス関連情報を掲載	対策本部、総務部
3		・県内の感染発生の概要等についてホームページに記載	対策本部、総務部
4		・陽性患者発生時等における臨時会見動画の配信、手話付き動画の作成配信	総務部
5	R2/6/1～	・人が集まり混雑が見込まれる海岸に設置していた「立ち入り自粛」の看板を「3つの密を避けましょう」の看板へ変更	土木部
6	R2/6/19～	・ピクトグラムにより「新しい生活様式」の実践例を示したポスター・チラシを作成・配布するとともに、事業者等が実践ポスターを簡単に作成できる特設サイトを開設	対策本部、総務部
7	R2/7/20～	・県のホームページに、各都道府県の感染症の発生状況が参照できるページを開設	対策本部、総務部
8	R2/9/3	・新型コロナウイルス感染症拡大防止啓発動画「THE NEW NORMAL FUKUSHIMA～福島 己を知る～」の完成発表	観光交流局
9	R2/9/30～	・『新しい生活様式』福島県周知ポスター・チラシの無料配布を開始	対策本部、総務部
10	R2/11/6～	・新型コロナウイルス感染症に関する検査体制や相談窓口等の情報を掲載した外国人住民向けの専用ページを開設	対策本部、総務部
11	R2/12/1～	・やさしい日本語や英語による「新しい生活様式」や上記の電話相談窓口を記載したカードを作成し、外国人を雇用する企業や留学生が在籍する学校、外国人コミュニティなどに配布。	生活環境部
12	R3/2/12	・新型コロナワクチンに便乗した詐欺についての注意喚起を県ホームページに掲載。	生活環境部
13	R3/7/1～	・感染拡大地域との不要不急の往来自粛を促すため、県内80箇所の道路情報板に下記の内容を表示。 「感染拡大地域との往来は自粛を」を表示(R3/7/1～R3/9/30) 「感染拡大地域との往来は注意を」を表示(R3/10/1～R3/11/18) 「移動する時は、感染防止対策を」を表示(R3/11/19～当面の間)	土木部
14	R3/12/20～	・新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用し、注意喚起の広報を実施	対策本部、総務部
15	R4/2/16	・ダルライザーを起用した子ども向けの感染対策動画の作成・ホームページでの周知	対策本部
16	R4/10/13	・新型コロナウイルス感染症に関する支援制度ガイドブック(第28版)を作成	対策本部

(2) サーベイランス・情報収集

17		・感染症法に基づく患者発生状況の把握と積極的疫学調査の実施	対策本部、保健福祉部
----	--	-------------------------------	------------

※ 相談体制については、(4)の1)相談体制に記載

※ 検査体制については、(4)の3)検査体制に記載

1) 感染拡大防止対策等

① 全般的な取組			
18	R2/6/17	・ 接待を伴う飲食店等の関係団体が定めた感染拡大予防ガイドライン等を公表	対策本部、危機管理部
19	R2/9/11	・ 「福島県飲食業等における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」に基づく感染防止対策が実施されている飲食店等に対してステッカーを配布することで、県民に対する正しい情報提供を図り、飲食店等の自主的な感染防止対策の実施を推進する。	保健福祉部
20	R2/10/23	・ 県外旅行ツアーでの感染事案発生を受け、県内旅行者及び宿泊事業者に対し、「感染防止対策の徹底について(依頼)」を発出し、観光庁事務連絡の周知と併せ、感染防止対策の徹底を働きかけた。	観光交流局
21	R2/11/19	・ 県有施設における大規模イベント等の取扱いを公表	対策本部、危機管理部
22	R2/11/20	・ 市町村観光主管課、福島県観光物産交流協会、県内旅行者、福島県旅行業協会に対し、「GoToトラベルにおける感染防止対策の強化について(通知)」を発出し、本県における取扱いについて周知及び周知依頼を実施した。 (内容:バス車内での飲食禁止、飲食について現時点で人数制限なし)	観光交流局
23	R2/12/9	・ 庁内各部局、各市町村等に対し、「飲食店などにおける業種別ガイドラインの周知及び遵守の徹底について(通知)」を発出し、関係団体に対して業種別ガイドラインの改正内容の確認と遵守の徹底について周知依頼を実施	対策本部
24	R2/12/11	・ 新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大や福島市内の飲食店のクラスター発生を踏まえ、県が実施している「飲食店応援前払利用券」の参加店舗に対して、商工会連合会等を通じて感染拡大防止対策の徹底を改めて通知した。	商工労働部
25	R2/12/14～	・ 感染防止対策取組ステッカーの配布施設に対する現地調査を先行して福島市内で実施。	保健福祉部
26	R3/2/15～	・ 高齢者施設・障がい者(児)施設において、感染防止対策の再確認とチェックリストに基づく自主点検を依頼し、保健師等の訪問による助言指導を実施。	保健福祉部
27	R3/2/26～	・ 福島市、郡山市、いわき市及び会津若松市の繁華街の飲食店を対象としたガイドラインの実施状況を確認。	保健福祉部
28	R3/3/1	・ 高齢者施設でのクラスター発生を踏まえ、職員一人一人がチェックリストに基づく自主点検を実施することや感染症発生時のシミュレーションを確認することなど改めて感染防止対策の徹底を依頼。	保健福祉部
29	R3/3/2	・ 市町村向け新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画作成支援マニュアル(Ver1.0)を市町村・関係団体へ配布	対策本部
30	R3/3/3	・ 医療機関でのクラスター発生を踏まえ、医療機関に対して、院内感染対策の徹底を依頼。	保健福祉部
31	R3/4/8	・ 感染防止対策取組ステッカー配布済飲食店を調査し、適切な感染防止対策を確認した店舗に認定ステッカーを交付する「ふくしま感染防止対策認定店」制度を開始	保健福祉部
32	R3/5/10～	・ 感染拡大地域における入所系の高齢者施設等の従事者に対するPCR検査を実施。	対策本部
33	R3/11/25	・ 5,000人超かつ収容人数50%以上のイベントの開催に伴う感染防止安全計画の受付を開始	対策本部
34	R3/12/27	・ ワクチン・検査パッケージ活用等に必要となる検査開始	対策本部
35	R4/1/3	・ 無料検査(感染拡大傾向時の一般検査事業)の実施(～令和5年1月31日) ※12/22延長決定(12/31→1/31)	対策本部
36	R4/7/29	・ 児童福祉施設等に対し、オミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施方針を知らせる文書を発出。	こども未来局
37	R4/12/16	・ 「福島県医療ひっ迫警報」発表(期間:令和4年12月16日～令和5年2月5日)	対策本部
	R5/1/12	・ 「福島県医療ひっ迫警報」を2月5日まで延長	

38	R4/12/16	・「福島県医療ひっ迫警報」に伴い、児童関連施設における感染症対策の徹底を依頼する文書を発出。	こども未来局
39	R4/12/16	・感染状況の新レベル分類の決定等を踏まえ、改訂した「新型コロナウイルス感染症県立学校対応マニュアル<改訂第7版>」を県立学校等に通知するとともに、市町村教育委員会にも送付。	教育庁
40	R4/12/16	・福島県医療ひっ迫警報を受け、県立学校及び市町村教育委員会に対し、学校における感染対策の徹底を依頼する文書を発出。	教育庁
41	R4/12/28	・福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定	対策本部
42		・医療機関に対する医療資材の配布、福祉施設に対するマスク・消毒液の配布を実施	対策本部、保健福祉部、こども未来局

(4) 医療等

1) 相談体制

43	R2/2/18	・新型コロナウイルスに関する心のケアについての、精神保健福祉センターにて相談を受ける体制を整備	対策本部、保健福祉部
44		・外国人住民が帰国者接触者相談センター等に相談する際、3者同時通話(電話)による通訳支援を実施(英語中国語タガログ語ポルトガル語韓国語ベトナム語に対応)	対策本部、保健福祉部
45	R2/5/25	・新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル(コールセンター)等の回線数を増設。 ・相談専用ダイヤル(コールセンター):5回線 ・帰国者・接触者相談センター:15回線 ※21:00~8:30は4回線	対策本部、保健福祉部
46	R2/11/1~	・「帰国者・接触者相談センター」を、インフルエンザ流行に備えた体制整備のため、「受診・相談センター」に名称変更	対策本部、保健福祉部
47	R3/1/18~	・19言語対応の外国人住民向け電話相談窓口をLINE通話でも活用できるように拡充・整備。	生活環境部
48	R3/4/28~	・受診・相談センターへの電話、通訳支援を実施する外国人住民向け電話相談窓口について、ヒンディー語を加えた20言語対応に拡充	生活環境部
49	R4/4/28	・重症化リスクが低い自宅療養者の健康観察・相談業務を実施する自宅療養者等フォローアップセンターを開設	対策本部

2) 外来医療提供体制

50	R3/2/24~	・県内の帰国者・接触者外来の設置数48	対策本部
51	R3/11/1~	・県内の地域外来の設置数19(うち県委託16)	対策本部
53	R4/8/22	・重症化リスクの高い方が適切に医療機関を受診できる体制を確保するため、重症化リスクがない方を対象に、医療機関への受診を経ずに陽性者として登録する「福島県陽性者登録センター」(医師配置)を設置	対策本部
53	R4/11/7	・発熱患者等の診療または検査を行う「診療・検査医療機関」として、671機関を指定	対策本部

3) 検査体制

54	R2/9/1~	・妊婦に対するPCR検査への助成開始	こども未来局
55	R4/5/20~	・県内の一日あたりのPCR等検査能力は通常最大時で11,500検体	対策本部、保健福祉部
56	R4/7/11	・新型コロナウイルス感染症の検査を実施する一般の診療所等と県等が、県医師会を代理人として令和2年9月8日に締結した、保険診療の患者負担金に係る集合契約施設、及びこれまでに個別に契約した医療機関が662となった。	保健福祉部
57	R4/7/29	・重症化リスクの低い濃厚接触者・有症状者に抗原定性検査キットを配布(実施期間:令和4年7月29日~当面の間)	対策本部

4) 病床等確保と入院患者受入体制

58	R2/4/1～	・ 県立医大医師を患者搬送コーディネーターに委嘱。新型コロナウイルス感染者の病院への移送、受入について、対策本部と協力して調整を実施	対策本部、保健福祉部
59	R2/4/7～	・ 対策本部内にDMAT班を設け、新型コロナウイルス感染者受け入れ施設の調整や受け入れ施設における医療従事者向けの対応マニュアル作成などを実施	対策本部、保健福祉部
60	R2/5/26	・ 医療機関における感染症拡大防止のため、感染症管理認定看護師等を派遣する感染症拡大防止専門家派遣事業を運用開始	対策本部、保健福祉部
61	R3/12/10	・ 保健・医療提供体制確保計画に基づく病床等を確保 病床: 通常時最大709床(計画上650床) 緊急時最大799床(計画上750床) 宿泊療養施設: 最大室数603室(計画上600室) 入院待機ステーション: 2施設(いわき市・郡山市(追加))	対策本部、保健福祉部
62	R4/9/12	・ 入院待機ステーションを新たに会津若松市に設置	対策本部、保健福祉部
63	R4/11/1	・ 宿泊療養施設の稼働室数1,224室	対策本部
64	R4/12/1	・ 保健・医療提供体制確保計画に基づく病床等を見直し 病床: 即応病床 766床 通常時最大 766床 緊急時最大 838床 (うち重症者用病床数 46床)	対策本部、保健福祉部

5) 患者受入・移送体制

65	R2/6/11	・ 新型コロナウイルス感染患者の移送に関して、今後の感染拡大を想定し、全県統一して広域的・安定的な移送体制を確保するため、県内の全9保健所と全12消防機関とが包括的な協定を締結	対策本部、保健福祉部
----	---------	--	------------

6) 医療人材の確保

66	R2/5/26	・ [再掲] 医療機関における感染症拡大防止のため、感染症管理認定看護師等を派遣する感染症拡大防止専門家派遣事業を運用開始	対策本部、保健福祉部
----	---------	---	------------

7) 診療情報の共有

67	R2/4/30	・ 「キビタンケアネット」による新型コロナウイルス感染患者の入退院状況等の共有を開始	対策本部、保健福祉部
68	R2/5/14	・ 「キビタン健康ネット」による新型コロナウイルス感染患者の診療情報共有(特例包括対応)の運用を開始	対策本部、保健福祉部

(5) 経済・産業・雇用対策

① 企業への経営支援等

69	R2/3/5	・ 県中小企業制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金」を創設し、資金繰り支援を強化	商工労働部
70	R2/7/9～	・ 活力ある商店街支援事業(新型コロナウイルス対応)を実施 (新型コロナウイルス感染症の影響により、新たな店舗が必要になったり、新しい生活様式に対応するための店舗拡大などに商店街の空き店舗を活用した場合にその取組に係る賃借料の一部を補助)	商工労働部

71	R4/10/1	・新型コロナウイルス感染症対策特別資金(有利子型)及び伴走支援型特別資金の取扱期間の延長(令和5年3月31日融資実行分まで)	商工労働部
72	R4/10/11	・全国を対象とした旅行割引「福島県「来て。」割」の適用を開始	観光交流局
	R4/12/22	・年明け以降(R5.1～)の「来て。」割の予約受付を開始。(割引対象期間:1/10チェックイン～3/31チェックアウト)	
		②世帯への貸付制度等	
73	R2/4/20～	・生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金について、支給対象を拡充し、住居を失うおそれが生じている方への支援を拡大	保健福祉部
		③相談体制	
74	R2/1/29	・商工団体などの関係機関が開設した相談窓口における事業者の経営相談に連携協力。(県内各商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会が窓口を設置。)	商工労働部
75	常設	・福島県中小企業労働相談所(雇用労政課内)にて、雇用関係の各種相談に対応	商工労働部
76	R2/3/3	・県との災害対策協定に基づき、社会保険労務士会内に電話相談ホットラインを開設	商工労働部
77	R2/2/14～	・福島労働局が開設した特別労働相談室と連携	商工労働部
78	常設	・東京及び県内8カ所に設置する県就職相談窓口において、学生及び求職者の活動を支援	商工労働部
		④農林漁業者への対応等	
79	R2/4/21	・新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野の県相談窓口を本庁及び出先機関に設置	農林水産部
80	R2/4/21	・「新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野支援等情報」を県ホームページで定期的に更新	農林水産部
81	R4/4/1～	・新型コロナウイルス及び人口減少により、令和4年以降も米価の大幅な下落が想定される中、主食用米から非主食用米等への大幅な転換を進めるため、農業者等による土地利用型作物の作付拡大の取組を支援する。特に、稲作と一部の機械や施設の共通化ができるなど、新たな取組に必要なコストの低減が期待できる麦、大豆といった畑作物については、その本作化を推進するために、水田における作付拡大への支援を強化する。	農林水産部
82	R3/10/8	・新型コロナウイルス感染症の影響により減収した農業者が令和3年又は令和4年の収入保険に新規加入する際の保険料の一部に対して補助金を交付する。(※補助金受付の申請は令和4年12月31日で終了)	農林水産部
83	R3/10/9～	・新型コロナウイルス感染症の影響で中食・外食向け県産米の販売量が減少し、米の在庫量が増加していることから、県内量販店での販売キャンペーンを実施し、県産米の需要拡大と在庫量の解消を図る。	農林水産部
84	R3/10/11～	・新型コロナウイルス感染症による飲食事業者の休業等に伴い、県産農林水産物の外食需要が低迷し影響を受けている事業者があることから、コロナ禍でも売上好調なオンラインストアへの出店を支援し、事業者の販売力強化を図る。	農林水産部

(6) その他重要な留意事項

1) 人権等への配慮

85	常設	・児童生徒に対するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによるカウンセリング等や「ふくしま24時間子どもSOS」や「ふくしま子どもLINE相談」等の相談窓口を活用	教育庁
86	R2/4/17～	・陽性患者やその関係者に加え、医療従事者などへの差別や偏見をしないよう呼びかけ	対策本部
87	R2/9/9	・新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷等被害の電話相談窓口を設置	対策本部

88	R2/10/7	・ インターネット、新聞、テレビ、ラジオ等各種メディアを活用し、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う誹謗中傷を防止するための啓発事業を実施。	生活環境部
89	R3/7/21	・ 新型コロナウイルス感染症対策本部員会議におけるシトラスリボンの着用	対策本部
90	R3/9/15	・ インターネットを活用し、新型コロナウイルス感染症に関連する誹謗中傷を防止するための啓発事業を拡大して実施。「ゆたかくんとこころちゃんの思いやり物語」で人権侵害の具体的な事例を取り上げた4コマ漫画を掲載	生活環境部
91	R4/2/8	・ 「優しさは、心を結ぶ。」において、改めて新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷等防止の呼びかけを実施。	生活環境部
2) 緊急事態宣言後の取組み			
92	R4/12/28	・ [再掲]福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定	対策本部
3) 社会機能の維持と県民生活・県民経済の安定			
93	R4/12/28	・ [再掲]福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定	対策本部

2 各部署の取組

(継続中の取組及び前回本部員会議以降に実施した取組の概要)

※ 太枠：前回本部員会議以降に実施した取組

◆ 総務部

- 新型コロナウイルス感染防止に向けたワクチン接種に伴う職員のサービスの取扱い（接種を受ける場合、副反応が生じた場合）について各所属に通知。（R3/5/31）
- 子どもの感染拡大防止重点対策が終了し、基本対策に移行したことを踏まえ、以下の内容を各所属に通知。
 - ・在宅勤務等の積極的な活用
 - ・職員の健康管理の徹底とサービスの取扱い
 - ・職務外においても基本的な感染対策を徹底すること（R4/6/13）
- 令和4年9月1日付け4健第6501号保健副支部長通知で、陽性者の療養期間等が見直されたことに伴い、以下の内容を各所属へ通知。（R4/9/14）
 - ・陽性者療養期間日数等の変更
 - ・濃厚接触者の把握方法
 - ・施設の消毒方法、自宅待機及び健康観察日数等
- 令和4年9月26日から全国一律で全数届け出の見直しが行われたことに伴い、「職員の新型コロナウイルス陽性者発生者報告書（適用：令和4年9月26日）」を改正し各所属へ通知。（R4/9/21）
 - ・年代、性別、症状の内容、陽性者との接触、職場の状況等の項目を削除

◆ 企画調整部

- 「都道府県・指定都市と総務省とのホットライン」（都道府県・指定都市と総務省との間で情報共有を図る仕組み）に、県の現状・対策、具体的な課題、政府への要望事項を報告

◆ 保健福祉部

- 高齢者等施設等で働く介護職員が感染し、出勤が困難となった際のサービス提供継続に資するため、「高齢者等施設等への応援職員派遣支援事業」を立ち上げ、県老人福祉施設協議会へ委託

◆ こども未来局

- 市町村に対し、新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者の待機期間及び健康観察の重点化について通知する文書を発出。（R4/7/29）
- 市町村に対し、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を見据えた児童関連施設における感染対策の徹底を依頼する文書を発出。（R4/11/14）
- 市町村に対し、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を見据えた児童関連施設における医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮を依頼する文書を発出。（R4/11/21）
- 市町村に対し、「福島県医療ひっ迫警報」に伴う、児童関連施設における感染症対策の徹底を依頼する文書を発出。（R4/12/16）

◆ 観光交流局

- 福島空港利用者がサーモグラフィで自己検温できる体制を整備（出発、到着とも対応可）
- 浄土平レストハウス、天鏡閣、福島県観光物産館、日本橋ふくしま館、くろがね小屋利用者がサーモグラフィで自己検温できる体制を整備
- 観光庁の補助制度を活用した、宿泊事業者が実施する感染拡大防止対策等の取組への補助制度「宿泊事業者感染防止対策等緊急支援事業」の立ち上げ（R3/5/21令和3年度第5号補正専決処分）
- 県内旅行者、福島県旅行業協会、福島県観光物産交流協会、県内観光協会、ビッグパレットふくしま、民泊事業者、福島空港、日本橋ふくしま館、福島県旅館ホテル生活衛生同業組合に対し、県通知「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策」について周知。
- 観光庁「外国人観光客の受入れ対応に関するガイドライン」に基づく、本県における「陽性者発生時を含む緊急時の対応」をとりまとめ、コロナ本部と調整の上、ホームページに掲載。（R4/6/27）
- 県内旅行者、福島県旅行業協会、民泊事業者、福島県旅館ホテル生活衛生同業組合、市町村観光担当課に対し、観光庁「外国人観光客受入れ対応に関するガイドライン」（R4.9.2改訂）について周知。（R4/9/6）
- 県内旅行者、福島県旅行業協会、民泊事業者、福島県旅館ホテル生活衛生同業組合、市町村観光担当課に対し、10月11日以降の外国人観光客の受入れ対応（病気・怪我の際の対応フロー等）について周知。（R4/10/31）

◆ 土木部

（1）県有施設関係

- 相馬港及び小名浜港において、緊急事態宣言解除に伴い、釣り施設の利用自粛及び緑地内の公園にある遊具の利用を禁止するための看板を「3つの密を避けましょう」の掲示に変更（R2/5/22～）

（2）その他

- 福島空港に就航する国内定期及びチャーター便の航空機使用者を対象に、令和2年度及び令和3年度分に係る空港使用料の全額減免を行うこととした。（令和2年9月議会福島空港条例改正）
- 県営住宅入居者のうち、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、転職、退職等により、収入が著しく減少した入居者又は現状の家賃が支払うことが困難であると認められる入居者の家賃を減免・徴収猶予
- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、解雇等により住居から退去を余儀なくされた方に、県営住宅の空き住戸を一時提供
使用期間：原則6ヶ月
使用料：一時提供する住戸で定められた最低家賃の1/2の額
- 発注者支援業務等で県出先事務所に常駐している担当者のテレワーク活用を可能にし、関係団体に情報提供した。（R2/12/23）

◆ 出納局

- 物品購入(修繕)競争入札参加資格の申請方法について、申請書を持参する取扱のところをすべての事業者に対して郵送を可とした(R2/4/6～)

◆ 教育庁

- 県立学校や県立図書館、美術館などの社会教育施設等における感染拡大防止の取組の徹底

◆ 企業局

- 工業用水道施設における感染防止対策の取組徹底（消毒液の設置、来庁者のマスク着用の徹底、関係者以外の立入制限など）
- 工業用水道料金の支払いについて、支払いに支障が生じている使用者の申請に基づき、令和2年4月分から最長3カ月間猶予

◆ 病院局

- 感染が疑われる患者が来院した場合には、入り口や動線を区分し、他の患者等との接触を防止
- 職員や面会者を介した院内感染防止対策の強化
 - ・職員：勤務前に検温を実施（R2/3/6～）
 - ・面会者：入院患者への面会の禁止・制限（R2/3/9～）
- 院内感染対策委員会を随時開催し、最新情報に基づく適切な院内感染対策を実施
- 各病院におけるマスク等の在庫状況を病院局で定期的に確認し、不足する病院があれば、病院間で在庫を調整（R2/3/11～）
- 各県立病院における外来患者来院時の感染拡大防止策の見直しを実施（R2/4/17～）

◆ 議会事務局

- 議員の登庁前検温等の体調チェックの実施、発熱・咳等の風邪症状がある場合の登庁自粛及び登庁時のマスク着用の徹底（R2/4/16～）

◆ 警察本部

- 警察施設における感染防止対策（消毒液の設置、ドアノブ等のアルコール除菌清掃、ビニールカーテン等仕切り導入等）
- 繁華街におけるパトロールの強化
- 来庁時の感染防止、新型コロナウイルス感染症に便乗した関連犯罪被害防止の広報（県警ホームページ、新聞、テレビを通じた広報を実施）

◆ 知事部局、教育庁、企業局、病院局、議会事務局、人事委員会事務局、県警察、監査委員事務局、労働委員会事務局

- 在宅勤務、時差出勤、職員の体温測定等の実施